

## 令和5年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

### ○議事日程〔第2号〕

令和5年12月12日(火曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第46号議案から第54号議案まで及び報  
第12号  
質疑  
委員会付託

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（16名）

1 番	野 崎	良	
2 番	在 永	恵	
3 番	於 久	弘 治	
4 番	毛 利	洋 子	
5 番	中 尾	勉	
6 番	井ノ口	憲 治	
7 番	阿 部	輝 之	
8 番	土 谷	信 也	
9 番	成 重	博 文	
10 番	松 本	博 彰	
11 番	河 野	徳 久	
12 番	安 東	正 洋	
13 番	北 崎	安 行	
14 番	河 野	正 春	
15 番	菅	健 雄	
16 番	大 石	忠 昭	

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	田 中 良 久	
次長兼議事係長	大 塚 栄 彦	
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子	
専 門 員	小 門 敏 宏	

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫	
副 市 長	安 田 祐 一	
市参事兼総務課長	飯 沼 憲 一	
市参事兼企画情報課長	丸山野 幸 政	
市参事兼健康推進課長	清 水 栄 二	

市参事兼環境課長	尾 形 稔	
市参事兼商工観光課長	河 野 真 一	
財 政 課 長	伊 藤 昭 弘	
地域活力創造課長	小 野 政 文	
税 務 課 長	近 藤 直 樹	
市 民 課 長	黒 田 敏 信	
保 険 年 金 課 長	佐々木 真 治	
社 会 福 祉 課 長	田 染 定 利	
子 育 て 支 援 課 長	水 江 和 徳	
人権啓発・部落差別解消推進課長		

	後 藤 史 明	
農 業 振 興 課 長	川 口 達 也	
耕 地 林 業 課 長	阿 部 博 幸	
農業地域支援室長	首 藤 賢 司	
建 設 課 長	馬 場 政 年	
都 市 建 築 課 長	近 藤 保 博	
上 下 水 道 課 長	甲 斐 繁 彦	
地域総務二課長兼水産・地域産業課長		

	船 木 靖 幸	
会計管理者兼会計課長	山 田 英 彦	
選挙管理委員会・監査委員事務局長		

	藤 重 深 雪	
農業委員会事務局長	塩 崎 康 弘	
消 防 本 部 消 防 長	友 久 優	

### 教育委員会

教 育 長	河 野 潔	
市参事兼文化財室長	板 井 浩	
教育総務課長兼地域総務一課長		

	植 田 克 己	
学 校 教 育 課 長	河 野 政 文	
総務課 総括主幹兼総務法規係長		

	矢 野 裕 治	
総括主幹兼人事給与係長兼秘書係長		
	江 島 信 之	

○議長（安東正洋君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議長（安東正洋君） 日程第1、第46号議案から第54号議案まで及び報第12号を一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせをいたします。

質疑及び質問に関連して、16番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お

12月12日

手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により、16番、大石忠昭君の発言を許します。

大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

12月議会に佐々木市長から各種議案が提案されておりますが、質疑時間が1時間ですので、何とか発言通告を提出している分については、全部こなししていきたいと思っております。簡潔な答弁を求めて質疑に入ります。

最初は、第46号議案、一般会計の補正予算案について、6点質疑をいたします。

1点は、前年度決算の剰余金と財政調整基金の積立問題についてであります。

毎年、前年度の決算に基づいて、その実質収支額の半額あるいはそれ以上を翌年に繰り越すという形で、9月や12月議会に補正予算が提案されてきましたが、前回との違いは、前回は9月議会に提案されてきて、繰越額の半分ではなくて86%分が減債基金に積み立てられる補正でした。今回は12月議会ですけども、前年度の黒字分のちょうど半額、2億3,300万円を、今度は財政調整基金に積み立てる予算になっております、ですね。前年度の時にも議論をいたしました。財政調整基金に積み立てておれば、今後、物価高から市民の暮らし、営業を守るために、市長がいろいろな支援策を取っても、これを取り壊して使うことができる。いわゆる減債基金だったらこれができないんですけどね、だからまあ、これでいいと思うんですけども、その辺、十分内部で市長を含めて議論した結果、こういうことになったのかを説明してもらったと思います。

2つ目の問題は、生活保護費についてです。

生活保護世帯に対しては、保護支給額の半額に、かね、市が25、県が25ですかね、ちょっと勉強が足りないんですけど——その分、今回の予算は、国・県から22年度に受け入れた生活保護費の分が多過ぎたということで、約3,200万円返還する補正予算になっているんです。3,200万円ということが、ちょっと私大きいと思うので、なぜこういうことになったのか、ちょっと簡単に説明してもらいたいと思います。

それから3番目は、戸籍事務におけるマイナンバー制度導入のために、約1,200万円の経費をかけてシス

テムの改修を行うんですが、これのシステム改修の委託業者を選ぶには、どういう入札方法などを取るのか説明してください。

4つ目は、今年度、インフルエンザが流行したということで、子どもの医療費、本市では全額保護者負担の分を公費で賄っておりますが、このインフルエンザの流行に伴って、子どもの医療費だけで550万円の補助金を増額するということになりましたが、これで十分なのかどうかですね。インフルエンザを早く食い止めることが大事ですけど、もし増えた場合についても、これは予備費などを使えばどうかなと思うんですけど、その辺の見込みがどうなのかを説明してください。

5番目は、商店街のアーチ看板及び街路灯の省エネ対策としての改修工事について、今回1,570万円の補助金が提案されております。

それですね、資料をもらいまして、資料で分かるんですけども、ちょっと資料を見たら、1行飛んでいるんじゃないかなあと思うんですけど、違いますかね。アーチ看板の改修が5か所となっているけれども、これ4か所しか載っていないけれども、中央通りが2か所という意味ですかね。その辺もちょっと説明してください。

私が聞きたいのはですね、これは県の補助金を受けて実施する事業なんですけれども、県の要綱を見ても、実施主体はそれぞれ商店街で、事業費の20%は地元負担と、あと県が40%負担、市が40%負担となっているんですけども、本市の場合は、地元負担ゼロで、これを見たら補助対象にならない分も含めて全て市が持って、地元負担ゼロで実施しようということになっています。その経過が、地元から強い要望があつてこういうふうになったのかということ、これだけでですね——聞き取りの時も聞いたんですけど、これだけの分、もう今、県が示している省エネ対策で、商店街の街路灯の問題やアーチの問題もこれで片づくということなのか。また引き続き来年度もやるということなのか聞きたいんです。

次が、6点目の債務負担行為の予算が、約3,300万円提案されているんですけども、その中でガラス・ビン等の再生資源委託料、それから、資源ごみ再生業務委託料、焼却灰リサイクル委託料、合わせて3,300万円なんですけどもね、私なんか素人考えでは、新聞・雑誌とか段ボールとかは、委託料を業者に払わなくても、逆に資源化で業者から金をもらえるんじゃないかと。収入のほうはあるんじゃないかと思

うんですけども、もうそういうのが全部、これだけで3,300万円の債務負担行為を起こすということなんですけど、その辺をちょっと説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安東正洋君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 第46号議案のうち、前年度決算剰余金と財政調整基金の積立てについてお答えします。

決算剰余金につきましては、地方財政法の第7条によりまして、当該剰余金のうち、2分の1を下らない金額を、翌々年度までに積立て、または地方債の繰上償還の財源に充てなければならないこととなっております。

これに基づきまして、市長をはじめ、内部で協議の上、前年度決算剰余金である実質収支4億6,657万5,000円のうち、2分の1に当たる2億3,328万8,000円を、今回は財政調整基金に積み立てるものがございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、第46号議案のうち、生活保護費に係る精算償還金についてのご質疑にお答えをいたします。

この生活保護費国県支出金精算償還金につきましては、主に生活保護法に基づく生活扶助や医療扶助などの扶助費の財源として、年度当初に国の補助率4分の3により概算交付されたものを、今回の決算に伴う確定額により精算したところ、残余が生じたため償還するものがございます。

今回の精算により、約3,200万円の残余が生じた理由といたしましては、当該年度の当初にその年の扶助額を推定し、不足の生じないよう国へ概算交付請求をさせていただいております。

しかしながら、その時々々の非保護世帯数の増減や、世帯の収入状況、また、世帯員の受診状況や治療内容などにより、扶助費の額は大きく変動いたします。

特に、医療扶助につきましては、生活保護受給者となった場合、国民健康保険には加入できず、治療費の全額を医療扶助により賄うこととなるため、見込額の算定には大変苦慮しているところでございます。

昨年度におきましても、複数の高額な治療費を必要としていた入院患者の方が、年度途中で亡くられるなどしたため、年度当初に見込んでおりました

医療扶助に係る約2,900万円の予算の残余が生じたことが、主な理由であるというふうに考えております。

○議長（安東正洋君） 市民課長、黒田敏信君。

○市民課長（黒田敏信君） それでは、第46号議案のうち、戸籍事務におけるマイナンバー制度導入のための約1,200万円のシステム改修費に係る内容等についてお答えいたします。

この改修につきましては、国の制度改正に伴い、マイナンバーカードの氏名等への振り仮名及びローマ字の表記を行うための改修として、それからもう一点、戸籍の附票に振り仮名表記を行うための改修として補正をお願いするものでございます。

そして、この事業は、国の補助事業で行うもので、補助率は100%であり、全額、国により措置されるものでございます。

なお、入札方法といたしましては、随意契約でございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） 第46号議案についての質疑のうち、子ども医療費についてお答えをします。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行による医療費の一部自己負担化やインフルエンザ等感染症の流行に伴い、当初の見込みより医療費が多くなったことから、550万円を計上しております。

財源としては、県の補助金が100万4,000円、ふるさと納税から349万2,000円を予定しています。

子ども医療費助成費の伸び率であります。今年度の決算見込額は当初予算額との比較では約1.061倍となっております。今後の予算については不足が生じないよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 市参事兼商工観光課長、河野真一君。

○市参事兼商工観光課長（河野真一君） 第46号議案、令和5年度豊後高田市一般会計補正予算についてのご質疑のうち、商店街のアーチ看板及び街路灯の省エネ対策改修工事費補助金についてお答えをいたします。

本事業は、エネルギー価格の高騰により、影響を受けている商店街の負担軽減を図るため、商店街が

12月12日

運営管理するアーチ看板や街路灯の照明設備に対しまして、LEDに転換または更新することにより、省エネルギー対策を講じる商店街を支援する事業でございます。

具体的に申し上げますと、昭和の町の6商店街から事業要望があり、そのうち、新町1丁目、新町2丁目、中央通り、宮町及び稲荷の5商店街につきましては、アーチ看板のネオン管をLEDに転換し、駅通り商店街では街路灯を改修するものでございます。

事業費としましては、全体で1,570万円を計上しておりまして、財源は、県の補助金が568万円、過疎債が1,000万円、残り2万円が一般財源となっております。

なお、事業主体は商工会議所で、負担金はございません。

議員ご質疑の来年度もするかという質疑でございますが、現時点では来年度する予定はございません。

なお、資料につきましてご指摘がありましたとおり、資料を何回か修正する中で、稲荷商店街が漏れていたようでございますので、訂正しておわび申し上げます。

以上でございます。

**○議長（安東正洋君）** 市参事兼環境課長、尾形 稔君。

**○市参事兼環境課長（尾形 稔君）** それでは、債務負担行為についてお答えをいたします。

今回、債務負担行為として、3件の委託料について計上させていただいております。

委託料といたしましては、委託業者が運搬する費用、それから自社で選別・プレス・梱包等の作業を行う費用、それからリサイクル業者に納入するまでの、それらの経費が発生するというところでございます。

一方で、収入となる品目もございまして、家庭系のごみとして許可業者が回収しております資源ごみのうち、新聞紙、チラシ、段ボール、雑誌、紙パック等については収入となります。また、清掃工場に不燃物として持ち込まれております物のうち、アルミ及びスチールについても収入となっている状況でございます。

以上でございます。

**○議長（安東正洋君）** 大石忠昭君。

**○16番（大石忠昭君）** なんとか多いので、再質疑は、商店街のアーチ看板、それと街路灯の省エネ対

策についてお尋ねしたいと思うんです。

まずね、今、アーチ看板については稲荷商店街が追加される——資料になかったということでありましたけども、私が見るには、中央通りについては、南と北に2か所あると思うんです。で、この資料によりましたら、1か所の補助金が230万円掛け5か所となっているんです。それだったら、中央通りについては250万円で2か所できるというように見ていいのかなどうか。

発注はあくまでも、5商店街で行うということなんですか、補助金ということは。この見積単価というのは、商店街が取った単価なんですか、市が取った単価なんですか。明らかになってください。

**○議長（安東正洋君）** 市参事兼商工観光課長、河野真一君。

**○市参事兼商工観光課長（河野真一君）** それでは、第46号議案、商店街のアーチ看板についての再質疑にお答えしたいと思います。

箇所数でございますが、中央通り商店街も1か所という予定で、今のところ5か所プラス街路灯が1か所の6か所の予定でございます。

事業主体につきましては、先ほど申し上げましたように、商工会議所のほうで実施するんですが、見積り等につきましては、商工会議所とうちとで協議しながら、ちょっと取ったものでございます。

以上でございます。

**○議長（安東正洋君）** 大石忠昭君。

**○16番（大石忠昭君）** 実はですね、商店街の街路灯の問題が大問題になったことを、商工観光課長、ご存じでしょうか。当時の新聞記事があるんですけどね、それぞれ大分合同にしても読売などにしても、5段抜きで追及いたしましてね、30年前のことなんですけれども、これをゆうべ読み返してみましたら、やはり商店街が見積りを取ったんだけど、実際は市が設計したと、建設課が設計したと。設計単価に問題があってですね、見積単価よりも大きいところ、宮町の海岸通りについては倍以上の設計単価になったんです。普通のところでもやっぱり1.7倍ぐらいの単価になりまして、当時の市長が謝罪をしまして、で、そして、予算を組み直して、3年かかりましたけども、最終的には片づいたけれども、地元負担を3割じゃなくて25%に軽減するというところで収まった経緯があるんですよ。

それでね、今、中央通りのことを言いましたけど、

答えがなかったけど、中央通り2か所あるでしょ。5か所について1か所が230万円の事業ということでしょ。だったら、それぞれの所にしたら、稲荷についても新町についても1か所でしょ。宮町も1か所でしょ。1か所に230万円と中央通り2か所で230万円ちゅうのはちょっと合わないんじゃないかというんじゃないけど、それはどうなのかね。もう1回しか質疑できんから、あと質問しますよ。

それからね、ずっとゆうべ、全部の商店街見て回ったんですよ。玉津の意見も聞いてみましたが、ここで紹介しませんけれども、もう来年度は事業をしないということなんだけど、今年度でやって——商店街の街路灯について聞きますよ。

街路灯でしたら駅前通りだけをやるということでしょう。後のところは本当に要らないということなのかね。LEDでやれば、もう地元負担なしで全額公費となればね、それは実施してもらったほうが、商店街についても得だと思うんだけど、例えば宮町についてもLED化してるんですかね——というように見えていいんですかね。そういうところの商工観光課と地元商店街との協議が十分だったかと思うんだけどね、その辺。

それから、いくら地元負担なしで全額公費と言うけれども、やっぱり国民の税金ですから、適正単価で契約を結ぶべきと思うんだけどね、その辺、5つの商店街について、1つの業者で決めるのか、それぞれ5業者でやるとかというのはどういうことなのか。

もう一つはね、今の商店街の状況を見たときに、今のアーチについてもね、例えば駅前通りのアーチなんかすばらしい立派ですね。これは今回当たらないようですけど、ほかのところについてもね、玉津も当たらないんですけど、1か所230万円もかける、それから補助金の対象外になるもんやから、その分は全部市が持つことになるんですわね、でしょ。本当に、やっぱり商店街のことを、負担の軽減を考えるならば、電気料についてね、2割でも3割でも支援をするという方策も要ると思うんですよ。県内で大きい商店街はほとんどもう公費で賄っているでしょ。うちの場合は全額、アーチを改装しても、あるいは街路灯を付け替えても、電気料は地元商店街の負担になっていますわね。これを市長とよく相談してですね、本当に商店街を守るとなれば、商店街に加入している店も少なくなっているでしょ。負担がもうそれだけ、1つの店の負担が増えているから、そうしたらと思うんですけど、その辺どうでしょう

か。

以上です。

○議長（安東正洋君） 市参事兼商工観光課長、河野真一君。

○市参事兼商工観光課長（河野真一君） それでは、第46号議案のうち、商店街アーチ看板に関する再々質疑にお答えいたしたいと思います。

まず今回、この事業をするに至った経緯でございますが、アーチ看板が設置されてかなりの年数がたち、老朽化が進んでいるのと、何箇所かもう電球が切れて、改修が必要な時期に来ていること。また、昭和の町も20周年を超えまして、再来年、2025年は昭和100年という節目でございますので、今後とも昭和の町の振興を図っていく上でも、やはり夜のにぎわいといいますか、人気にもなっているネオンサイン、案内板を補修したほうがよからうということと、県の補助事業が今回ありまして、これを活用して商店街の看板を補修したいということで、各商店街と何回か話し合いを持ちました。

各商店街と話し、要望を何回か受け賜ったところ、5つの商店街では電気代がかかるんで、ネオン看板をLEDにしてほしいと。アーチ看板の改修をご要望いただきまして、駅前通りにつきましては、現在、ネオン看板のほうが非常にまだきれいで、全然改修する必要がないということと、それよりも街路灯のほうが電気代、一部壊れてもいまして、電気代等で非常に困っているということで、今回の事業では、ぜひアーチ看板ではなくて、街路灯のほうを使用してほしいという要望がありまして、商店街の意向でこういった内容になった次第でございます。

先ほど、現時点で来年度実施する予定はないというふうに答えましたが、これは来年度も県の補助があるかどうか分かりませんし、状況によりましては、また検討する必要もあるのかなと思いますが、現時点では、もう今回、この事業で一旦終わりというふうに思っております。

で、中央通りにつきましても、2か所でこの値段ではございませんで、1か所を想定してございます。

なお、補助対象外というのが一部ありますが、これはですね、アーチ看板が先ほど言いましたように、かなり本体を含めて老朽化していますんで、なかなか日頃簡単に補修はできませんので、LED化と併せまして、さびの除去とか塗装といったものを一緒に効率よく補修したらいいんじゃないかということで、一部補助外と。県に相談し、補助外ということ

12月12日

になりましたので、その分は補助外と一緒に事業をやるとのことでございます。

なお、電気代の公費負担をしてはどうかというご意見でございますが、現時点では電気代を公費で負担する予定はございません。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次に行きますが、商店街の電気料については、ぜひ市長と協議して、来年度からでも、やっぱり何割でも負担をするというふうにしてもらったらと思います。強く求めておきます。

もう30分になりましたんでね、あと答弁を簡単明瞭にお願いします。

第47号議案の国保の特別会計の補正なんですけれども、この分について2つ質疑を出しておりますけれども、1つに絞りまして、最初の剰余金と国保の積立金の問題です。

この国保会計についても黒字分の半額の積立てなんですけれども、積み立てたところで1世帯当たり幾らになるかと。被保険者1世帯当たり幾らになるかというこの数字だけでいいです。すぐ教えてください。積立金の合計ですよ。基金の残り額をね、1世帯当たりにしたら幾らになるか。繰越金あったら2万9,000円なんですけどね。

○議長（安東正洋君） しばらく休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（安東正洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 大石議員のご質疑の中で、基金の令和5年度の見込額の中で、1世帯当たり幾らになるかというようなご質疑ですけども、今の見込みでは約8万9,000円くらいになるような見込みと思っています。（○16番（大石忠昭君）8万9,000円）はい。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次に行きます。明日のために聞いておるからね、明日議論しますから。

次は、第48号議案の介護保険の特別会計についてです。

これも同じように、前年度の実質収支が約8,700万円ありまして、その半額が今回、基金として積み立てられますが、これも同じように、これまでの基

金残高から見まして、65歳以上、第1号保険者1人当たりにしたらどれぐらいと見たらいいでしょうか。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 第48号議案のご質疑の中で、介護保険の基金で、令和4年度末の数字になりますけども、第1号被保険者で割った……

（○16番（大石忠昭君）今度の分、足したやない。今回足したの出ている。総務課から出てる）すみません。令和4年度末の数字で今、計算させていただいたところ、1人当たり1万7,000円ほどになります。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、2つの答弁で分かるように、国保についても、介護についてもですね、実質黒字を出しております、来年度についてはね、大幅に下げてもいいという数字なんです。明日、議論しますけどね。

次に行きます。

次は第50号議案で、これはもう初めてのことで、公共下水道事業から生じております脱水汚泥の処理に係る事務を大分市に委託するために規約を定めて、大分市と協議をする議案になっているんです。

それぞれ公共下水道事業を実施しておりますし、汚泥処理についてもそれぞれの責任でやってきたものを大分市に委託するということになぜなるのかね。そのことで豊後高田市として何かメリットになるものがあるのか、もう簡単でいいから説明してください。

○議長（安東正洋君） 上下水道課長、甲斐繁彦君。

○上下水道課長（甲斐繁彦君） 第50号議案、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務委託に関する質疑にお答えいたします。

まず初めに、大分市が取り組んでいる下水汚泥燃料化事業について、どのようなものかをご説明いたします。

この事業は、下水道事業で生じる脱水汚泥から固形燃料を製造し、石炭の代替燃料等であるバイオマスイエネルギーとして有効利用を図り、地球温暖化を防止することを目的としています。

具体的には、大分市が新たに建設している固形燃料化施設で、大分市内5か所の水資源再生センターと、この事業に参画する大分県内の複数の自治体から集約した脱水汚泥を固形燃料化し、製品の販売を行うことにより、持続可能なリサイクルシステムを

目指すものです。

本市では現在、下水道事業から生じる脱水汚泥の処理を県外の民間企業に委託し、セメント原料化をしております。

今後、大分市への委託ができれば、脱水汚泥の処理先を分散でき、リスク回避ができること、また、処理単価が安くなるなどのメリットがあります。

ただし、現段階では、大分市の受入体制等もありますので、令和7年度より年間処理量の半分程度の持ち込みを行うように考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 県内18市町村の中で8市が同じようなことで大分市と話し合っているんですけども、もう少し市民に分かるようにね、これに踏み切れば、市としてはどういうメリットがある、いわゆる財源的にどういうことになるのかね。それを説明してもらえませんか。

○議長（安東正洋君） 上下水道課長、甲斐繁彦君。

○上下水道課長（甲斐繁彦君） 豊後高田市にとってのメリットでございますけども、この議案の今の処理料については、今よりは安くなる見込みでございますけども、大分市との協議により決定されることとなりますので、まだ具体的な金額とかはお答えできません。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次は、第51号議案の長崎鼻リゾートキャンプ場の指定管理について。

指定管理料については、市の負担なくゼロということなんですけども、ビーチ周辺施設でのキャンピングトレーラーとか、あるいはバーベキューテラスなどについてですね、これは除外するという事なんですけども、実質、今回指定管理について、指定管理料は全然支出しないということなんですけど、それで本当に間に合うぐらいの収入が見込まれるというように考えていいんですかね。収入が賄われるから、もう指定管理料を出さなくてもいいということでもいいですか。

○議長（安東正洋君） 市参事兼商工観光課長、河野真一君。

○市参事兼商工観光課長（河野真一君） 第51号議案、公の施設（長崎鼻リゾートキャンプ場）の指定管理者の指定についてのご質疑にお答えいたします。

今回、指定管理者が運営管理する施設につきましては、基本的には長崎鼻リゾートキャンプ場の全体

となりますが、一部の施設については別の団体が管理しております。

具体的に申し上げますと、コテージやログハウスなどの宿泊施設、公衆トイレ、アウトドアサウナ、レストラン、駐車場など大部分の施設は、今回の指定管理者が運営管理いたしますが、先ほど若干話もありました海辺のキャンピングトレーラーやグランピングテント、バーベキューテラスなど、ビーチ沿いの施設とデジタルアートギャラリーにつきましては、別の団体が運営管理者となります。

運営状況につきましては、国の地方創生交付金をフルに活用して、ホテル並みの設備を整えたコテージやアウトドアサウナなどのハード整備を進めてきた結果、コロナ禍におきましても、来場者、売上とも順調に増加したことから、令和3年度に、それまで年間約350万円ほどありました指定管理料をゼロ円といたしました。

ここ2年間の状況を見ましても順調であったことから、引き続き指定管理料はゼロ円といたしまして、NPO法人長崎鼻B・Kネットを指定管理者として指定するものでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次に行きます。あと十七、八分ありますので。

第53号議案、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う条例改正についてですけども、簡単にちょっと市民が分かるように説明してもらえんでしょうか。

○議長（安東正洋君） 市参事兼企画情報課長、丸山野幸政君。

○市参事兼企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、第53号議案、豊後高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてのご質疑にお答えをさせていただきますと思います。

今回の条例改正は、いわゆる国のマイナンバー法等の一部改正に伴いまして、規定の整備を行うものでございます。

具体的な改正としては、2点ございます。

まず1点目は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う改正でございます。

内容ですが、マイナンバー法等の一部改正によりまして、健康保険証が報道等でされておりますよう

12月12日

に、来年、令和6年秋に原則廃止され、マイナンバーカードに一体化される予定で進められております。

現在、市の事務としまして、子ども医療費の助成、ひとり親家庭等医療費の助成、妊産婦医療費の助成、不妊治療費の助成及び重度心身障害者医療費の助成に係る手続の時に、申請者の方の受給資格の確認を、その申請者の方の健康保険証の写しを提出していただくことによって行っております。

しかし、マイナンバーカードと健康保険証が一体化された後は、この保険証自体を持ってない人が出てくると思われるので、マイナンバーを利用した情報連携によりまして、どんな種類の医療保険に加入しているかなど、受給資格の確認等を行う必要があります。

マイナンバーを利用した情報連携による受給資格の確認等を行うには、本件、この条例にて、これら5つの医療費の助成に関する事務を独自利用事務として規定しておく必要があることから、今回、所要の改正をお願いするものでございます。

残りもう一点、2点目は、法改正による引用箇所等規定の整理でございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと、第54号議案の国保税条例の改正について質疑をいたします。

今回、国のほうで、子育て世代に対する経済的負担を軽減しようということで、赤ちゃんを産み育てるために、その産前産後、普通で4か月、双子が生まれる場合は6か月の本人の所得割と均等割を免除するという条例改正ですが、豊後高田において、どれぐらいが国保加入者の中で適応されるというように見たらいいんですかね。

条例は、来年1月1日施行となっておりますけども、これでいったらね、私の計算では、今は12月12日ですけども、今年11月1日に生まれた方から対象になると思うんですけども、それでよいのかね。この周知について、皆さんに分かるようにちょっと説明してもらって、市報などでどういう形で周知をしていくかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 第54号議案、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正に関するご質疑にお答えします。

今回の条例改正は、国において、全世代対応型の

持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、本年5月19日に公布されることによる地方税法等の一部改正に伴い、国のこども・子育て支援の拡充として、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、国民健康保険税について、出産被保険者に係る産前産後期間の軽減措置が創設されたことを受け、所要の規定の整備を行うものでございます。

ご質疑のありました、この条例改正に伴って対象者はどのくらいかということですけども、これまでの実績等から、年間で15名ほどということで推計をいたしております。

それから、いつから対象になるかということなんですけども、おっしゃられたとおり、11月出産の方から対象となります。

それから、周知方法でございますけれども、市報1月号に掲載をする予定で、今準備を進めているところでございます。加えまして、ホームページ、ケーブルテレビ等でもまた周知を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと12分ありますから、もう少し。

国保に加入している若い人が少ないのでね、今までの実績から見たら10人程度になるんじゃないかということなんですけども……。10やろ、10世帯でしょ、違うんですか。後でもう一回言ってください。もう少し私なりに説明すると、今年の11月1日に生まれた方も対象になるけれども、それは1月1日がこの条例施行になるもんだから、実際に国保税が減免されるのは1月分だけになるんじゃないかと思うんですよ。普通の赤ちゃんを産んだ場合は、産前2か月、産後2か月と4か月なんだけどね、今度の場合、今回のこの条例が今回決まった後の1月1日から施行しても、11月1日以後に生まれた人が対象になるけれども、国保税の免除額は1か月分になるということではないですか。

それからもう一つは、国保税というのは3種類あるんですよ。医療費分、それも基礎課税なんですけど、それと後期高齢者医療費分、後期高齢者の支援をする分、それから介護保険の支援金と3種類あるんですけども、その分が、所得割についても均等割についてもそれぞれお母さんの分は免除されると。生まれた子どもについては、去年の4月1日からは、



均等割については半額だけの公費負担ということになりました。それは半額持ってもらいますよと。その7割軽減とか、3割軽減ありますけど。ということでもいいですね。

もし、双子、3人目の子どもと一緒に生まれるという場合については、6か月ということも間違いありません。

もう一つなんです。死産した場合の話が今なかったんですね。生まれなくて死産した場合、これも対象になるでしょ。その辺も市民にちょっと徹底してもらったと思うんですよ。

もう一つ、私たちが理解したいのは、この就学前の子どもさんたちの均等割の半額助成については、公費負担になりましたがね、今度の場合も、これは全額公費負担なんです。国と県と市の割合、この分を免除するけれども、免除した分が他の被保険者に響くのではないですよと、負担にはならないんですよと、公費で負担しますよということも市民に説明してもらったらと思いますが、私の指摘は当たっていますかね。説明してもらえませんか。

**○議長（安東正洋君）** 保険年金課長、佐々木真治君。

**○保険年金課長（佐々木真治君）** それでは、大石議員の再質疑にお答えしたいと思います。

11月に出産された方の軽減対象となる月は1か月であるかということですが、ご指摘のとおり、1か月分になります。この条例、それから国の施行に合わせての1月1日施行になりますので、それ以降に軽減対象月がある分についての軽減という形になりますので、11月に出産された方につきましては、通常、10、11、12、1が4か月に当たるんですが、その中で1月1日以降であります1月分、これが軽減の対象となるという形になります。

それから、医療費分、後期分、介護分というので3種類あるけども、それぞれの所得割、それから均等割、それぞれの分が減額となるということになります。

それから、死産等された場合はどうかということですが、この条例の中の出産という考え方につきましては、妊娠85日以上分娩ということになっております。ですので、それ以上の妊娠期間を経た場合について、死産、例えば流産、早産、そういった方の場合につきましても対象となるということになっております。

それから、この減免に対する財源割合でございます

すけども、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という形になっております。

以上でございます。

**○議長（安東正洋君）** 大石忠昭君。

**○16番（大石忠昭君）** 今の説明があつて、市民の皆さんも大体初めての制度なんですけども、こういうことになるということは理解したと思います。

あと最後が、報第12号についてです。

これは議案書にありますように、損害賠償の額の決定と示談についての市長が専決処分をしております、その報告なんですけども、これは豊後高田市だけじゃなくて、どこでも残念ながら、こういう道路の管理上の問題で事故が起こって賠償をするという、高田でも何件もありますけどね。

それで、今回の場合の場所がですね、私は県の負担じゃないかなと思うもんだから、真玉の国道213号のトンネルの向こう側でね、見ても、それがなぜ市か疑問なのでね、その辺ちょっと市民に分かるように説明してもらうのと、あと何とかね、市の管理する市道についても、農道についても林道についても、延長が長いんですけどね、やっぱり事故を起こさない、いわゆる管理上の責任で事故にならないようにね、管理責任で日頃からやっぱり点検もしてもらって、補修もしてもらうというようにしてもらいたいと思うので、今回のこの事故から、どういうことを学んで、どう今後に生かそうとしているか。生かそうということが大事ですから、起こったことを私は市が問題と言っているんじゃないんですよ。これから学んでね、なるべく事故が起らないように、道路の管理については、それぞれね、建設課、耕地林業課についてもね、やっぱり努力してもらいたいと思うので質疑しております。どうぞお願いします。

**○議長（安東正洋君）** 建設課長、馬場政年君。

**○建設課長（馬場政年君）** 報第12号に関するご質疑にお答えします。

このたびの転倒事故につきましては、市道の管理区域で起こったものでございます。市が7割、相手方3割で示談が整いまして、本定例会議案書22ページに記載のとおり、専決をさせていただいたものでございます。

ご案内のとおり、緊急時や定期での道路パトロールによりまして、土砂の撤去、補修等、適宜、市としては対応しているところでございますけれども、7月の豪雨後の緊急点検では、滑りやすい状況だっ

12月12日

たことに気づいておりませんでした。

今回のケースを踏まえまして、大雨の後などは交差点が滑りやすい状態になっていないかなど、できる限り細やかな確認をし、通行の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） もうちょっと時間がありますのでね、もう一点、どういう——事故が起こった後ね、土砂の片づけ云々とあるんだけど、私は、国道扱いではないかと思うんだけどね、市があつた7月の大雨に対して、実際に通行人のことを考えてやったことがね、逆にその土砂が片づいてないということと事故が起こったということになって、市が、結局、市の保険で補償するという事になったと思うんですけどね、その辺が、どういうことなんだと。どういうことと事故が起こったということをもうちょっと説明をしてもらったほうが、今後生きる問題ではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（安東正洋君） 建設課長、馬場政年君。

○建設課長（馬場政年君） 大石議員の再質疑にお答えいたします。

今回の事故につきましては、実際の管理区分によりまして、市道の管理区域でありましたことから、こちらのほうで対応させていただいたところがございます。

細かい状況ですけども、土砂が雨によりまして堆積をして、それが砂状に平面的に広がっていたということで、非常に滑りやすくなっていたというような状況でございます。

今後につきましては、そういったところの点検も細やかにチェックをするとともに、安全な管理に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○16番（大石忠昭君） 終わります。

○議長（安東正洋君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第46号議案から第54号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞でございます。

ました。

午前11時4分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議員 安東正洋

豊後高田市議会議員 松本博彰

豊後高田市議会議員 河野徳久